

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業
許可申請等の手引き

令和7年7月

川越市環境部産業廃棄物指導課審査担当

〒350-0815

埼玉県川越市大字鯨井782番地3

川越市資源化センター内

Tel 049-239-7007 (直通)

Fax 049-239-5059

《 目 次 》

I	産業廃棄物とは	1
1	廃棄物の分類	1
2	産業廃棄物の種類	2
3	特別管理産業廃棄物の種類	4
II	産業廃棄物処理業の種類	8
III	許可申請の手続き	9
1	事前手続きについて	9
2	許可の申請	9
3	許可の基準	9
	(1) 施設に係る基準	10
	(2) 申請者の能力に係る基準	14
	(3) 申請者等の欠格要件	16
4	申請書	18
5	申請手数料	18
6	申請書の提出方法	19
7	許可証の交付	19
IV	事業開始後の各種届出	20
1	各種届出	20
2	提出方法	21
V	罰則	22

<利用上の注意>

1. この手引きは、(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請の際に参考としていただくための資料です。
2. この手引きは、許可申請の手続き及び留意事項等についての概要を説明しているものであり、許可申請に係る制度のすべての事項を記載しているものではありません。
3. 申請書に添付する書類等については、この手引きのほか、各申請書の様式の中にも説明がありますのでご確認ください。

I 産業廃棄物とは

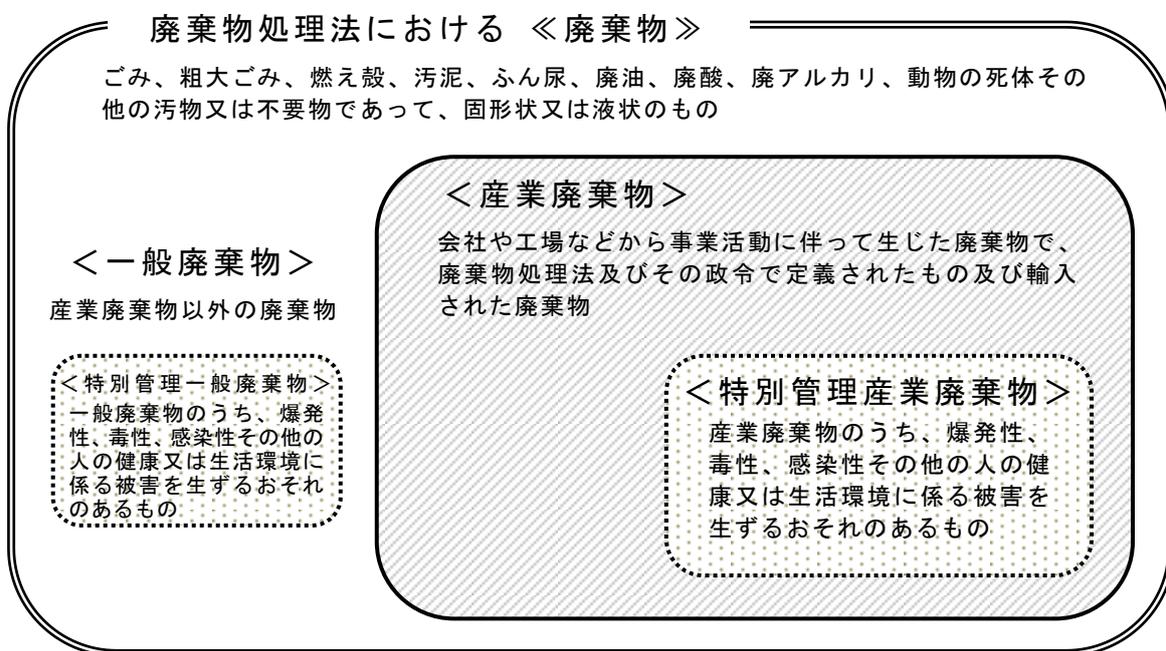
1 廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」と言う。）では、廃棄物をごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものと定義しています。

また、会社や工場などから事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法及びその政令で定義されたもの及び輸入された廃棄物を「産業廃棄物」とし、さらに、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを「特別管理産業廃棄物」と定義しています。

そして、産業廃棄物以外の廃棄物を「一般廃棄物」と定義しています。産業廃棄物と同様に一般廃棄物においても、爆発性や毒性、感染性のあるものなどを「特別管理一般廃棄物」と定義しています。

なお、気体状のものや放射性物質及び放射性物質に汚染されたものは廃棄物処理法の対象とはなりません。（放射性物質汚染対処特別措置法で規定する一部の放射性物質に汚染されたものは対象になります。）



産業廃棄物の種類の中では、紙くずや木くず、繊維くずなどのように、排出する業種や発生する場所などが限定されているものもあります。そのため、同じ紙くずや木くず、繊維くずであっても排出する業種が違っていると一般廃棄物となることもあります。

次に産業廃棄物の種類を例示しますので参考にしてください。

2 産業廃棄物の種類

種 類	内容及び排出限定業種等	例 示
燃 え 殻	事業活動に伴い生じる石炭がら、灰かす、焼却残さ、炉清掃廃棄物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等
汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	製紙スラッジ、ビルピット汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、浄化槽沈殿汚泥、メッキ汚泥、不良セメント、各種スカム等
廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂などに係るすべての廃油、廃溶剤類等	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、タールピッチ類等
廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液	硫酸、塩酸、硝酸、酢酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、染色廃液クロメート廃液、写真漂白廃液等
廃 アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、染色廃液、写真現像廃液、苛性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の廃プラスチック類	発泡スチロール、廃農業用フィルム、廃合成皮革、合成繊維くず、廃ポリ容器類、廃タイヤ、塗料かす（固形化したもの）等
紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）	家屋等の材料等
	パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業	紙くず、印刷くず、製本くず、裁断くず、板紙等
木 く ず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）	家屋等の材料等
	木材・木製品製造業・パルプ製造業、輸入木材卸売業	廃木材、おがくず、パーク類、板きれ、廃チップ等
	物品賃貸業 貨物の流通のために使用したパレット	木製の家具・器具類等 木製パレット
織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）	家屋等の材料等
	繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）	木綿くず、羊毛くず、麻くずなどの天然繊維くず
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、羽毛、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず等

種 類	内容及び排出限定業種等	例 示
動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	牛、馬、豚、鶏、あひる等の内臓等
ゴ ム く ず	天然のゴムくず	切断くず、裁断くず、
金 属 く ず		鉄くず、空き缶、スクラップ、ブリキ、トタンくず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、溶接かす等
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリートくずは、工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く	廃空き瓶類、板ガラスくず、製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、陶器くず、レンガくず、廃石膏ボード等
鋳 さ い		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい、鋳物廃砂等
が れ き 類	工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦礫片、アスファルト破片等
動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、鶏等のふん尿
動物の死体	畜産農業	牛、馬、豚、鶏等の死体
ば い じ ん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は燃え殻、汚泥、廃油等の産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん器捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
1 3 号 廃 棄 物	産業廃棄物を処分するために処理したもの	有害汚泥コンクリート固形物等

産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を「安定型産業廃棄物」と言います。ただし、①自動車等破砕物、②廃プリント配線版（鉛を含むはんだが使用されているもの）、③廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入・付着したもの）、④鉛蓄電池の電極、⑤鉛製の管又は板、⑥ブラウン管（側面部に限る）、⑦廃石こうボード、⑧水銀使用製品産業廃棄物は安定型産業廃棄物から除きます。

また、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含むものを「石綿含有産業廃棄物」と言います。この石綿含有産業廃棄物には、運搬の際には他の廃棄物と混合しないようにすることや、処分の方法は埋立処分か熔融処理に限られていることなどが規定されています。

上記の産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものは、「特別管理産業廃棄物」となります。それでは、次に特別管理産業廃棄物の例示をします。

3 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容及び排出限定業種等	例示	
廃油	燃焼しやすいもの（揮発油類、灯油類、軽油類）引火点 70℃未満	ガソリン、アルコール、廃溶剤（シンナー、ベンゼン、トルエン）、灯油、ディーゼル軽油等	
廃酸	著しい腐食性がある pH2.0 以下のもの	濃硫酸、濃硝酸	
廃アルカリ	著しい腐食性がある pH12.5 以上のもの	強アルカリ廃液等	
感染性産業廃棄物	医療関係機関（病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設等）から排出される血液、使用済みの注射器等の感染性又はそのおそれのあるもの	血液、血清、血漿、血液製剤、注射針、メス、実験や検査等に使用した試験管やシャーレ、血液等が付着した実験や手術用の手袋等	
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油	PCB 原液、PCB を含む絶縁油
	PCB 汚染物	PCB 付着物等	塗布又は染み込んだもの（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず） 付着又は封入されたもの（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類）
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの	廃油（>0.5mg/kg）、廃酸（>0.03mg/l）、廃アルカリ（>0.03mg/l）、廃プラスチック類又は金属くず（PCB が付着、封入されているもの）、陶磁器くず（付着されているもの）、その他（>0.003mg/l）
	廃水銀等	廃水銀、水銀化合物及びそれらを処分するために処理したもの（環境省令別表第 1 に掲げる施設において生じたもの）	廃水銀（廃水銀化合物）を含む試薬 ポロシメーターにおける廃水銀
	指定下水汚泥等	下水道法施行令第 13 条の 4 で指定された汚泥及び当該指定下水道汚泥を処分するために処理したもの	環境省令で定める基準*1 を超えているもの
	鉍さい	鉍さい及び当該鉍さいを処分するために処理したもの	環境省令で定める基準*1 を超えているもの

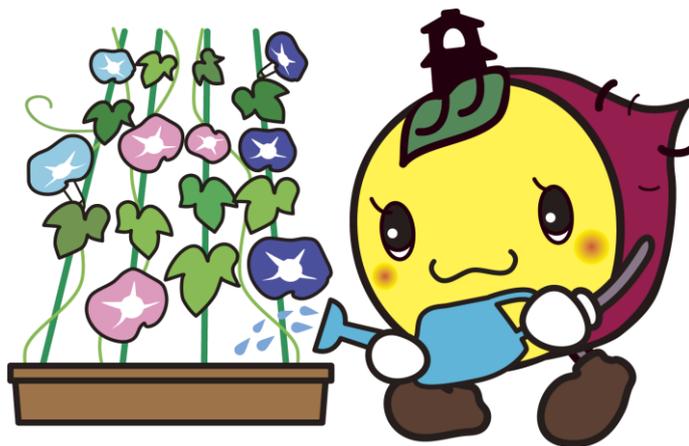
種 類	内容及び排出限定業種等	例 示	
特定有害産業廃棄物	廃石綿等	石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業）	吹付けアスベスト除去物、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、その他飛散性保温材石綿等付着物（プラスチックシート、防じんマスク、作業衣等）
		大防法※ ² に規定する特定粉じん発生施設及び当該施設が設置されている事業場	当該集じん施設によって集められたもの 当該施設で使用された石綿等付着物（防じんマスク、集じんフィルター等）
		輸入されたもの	集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物（防じんマスク、集じんフィルター等）
	ばいじん	国内において生じたものにあつては、廃棄物処理法政令別表に掲げる施設から生じたもの（輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんを除く）及び当該ばいじんを処分するために処理したもの	環境省令で定める基準※ ¹ を超えているもの
	燃 え 殻	国内において生じたものにあつては、廃棄物処理法政令別表に掲げる施設から生じたもの及び当該燃え殻を処分するために処理したもの	環境省令で定める基準※ ¹ を超えているもの （ダイオキシン類については、輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたものを除く）
	廃油（廃溶剤）	国内において生じたものにあつては、廃棄物処理法政令別表に掲げる施設から生じたもの	環境省令で定める基準※ ¹ の9から18及び22の廃溶剤
		当該廃油を処分するために処理したもの	環境省令で定める基準※ ¹ を超えているもの
汚 泥 廃 酸 廃アルカリ	国内において生じたものにあつては、廃棄物処理法政令別表に掲げる工場又は事業場から生じたもの及び当該汚泥、廃酸、廃アルカリを処分するために処理したもの	環境省令で定める基準※ ¹ を超えているもの （ダイオキシン類については、輸入された廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥を除く）	
ば い じ ん	輸入された廃棄物の焼却施設（処理能力 200 kg/時又は火格子面積 2 m ² 以上）において発生するもの		
	当該ばいじんを処分するために処理したもの	環境大臣が定める方法により処理されていないもの	
	輸入された廃棄物をダイ特法※ ³ に規定する特定施設である廃棄物焼却炉において焼却することに伴って生じたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもの	ダイオキシン類（> 3ng-TEQ/g）を含むもの	
	輸入されたもの	集じん施設によって集められたもの	

種類	内容及び排出限定業種等	例示
燃え殻	輸入された廃棄物をダイ特法 ^{※3} に規定する特定施設である廃棄物焼却炉において焼却することに伴って生じたもの及び当該燃え殻を処分するために処理したもの	ダイオキシン類 (> 3ng-TEQ/g) を含むもの
	輸入されたもの	ダイオキシン類 (> 3ng-TEQ/g) を含むもの
汚泥	輸入された廃棄物をダイ特法 ^{※3} に規定する特定施設である廃棄物焼却炉において焼却することに伴って生じたもの及び当該汚泥を処理したもの	ダイオキシン類 (> 3ng-TEQ/g) を含むもの
	輸入されたもの	ダイオキシン類 (> 3ng-TEQ/g) を含むもの

※1 環境省令で定める基準は、次頁（別表）のとおり

※2 大気汚染防止法

※3 ダイオキシン類対策特別措置法



川越市マスコットキャラクター ときも

(別表)

特定有害産業廃棄物に含まれる有害物質の基準

		燃え殻 鉍さい ばいじん	汚泥、指定下水道汚泥、 処分するために処理したも の(廃酸、廃アルカリ以外)	廃酸、廃アルカリ、 処分するために処理したも の(廃酸、廃アルカリ)
1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出
	水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ以下	0.005 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
2	カドミウム又はその化合物	0.09 "	0.09 "	0.3 "
3	鉛又はその化合物	0.3 "	0.3 "	1 "
4	有機燐化合物	—	1 "	1 "
5	六価クロム化合物	1.5 mg/ℓ以下	1.5 "	5 "
6	砒素又はその化合物	0.3 "	0.3 "	1 "
7	シアン化合物	—	1 "	1 "
8	ポリ塩化ビフェニル	—	0.003 "	0.03 "
9	トリクロロエチレン	—	0.1 "	1 "
10	テトラクロロエチレン	—	0.1 "	1 "
11	ジクロロメタン	—	0.2 "	2 "
12	四塩化炭素	—	0.02 "	0.2 "
13	1,2-ジクロロエタン	—	0.04 "	0.4 "
14	1,1-ジクロロエチレン	—	1 "	10 "
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4 "	4 "
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	3 "	30 "
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06 "	0.6 "
18	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02 "	0.2 "
19	チウラム	—	0.06 "	0.6 "
20	シマジン	—	0.03 "	0.3 "
21	チオベンカルブ	—	0.2 "	2 "
22	ベンゼン	—	0.1 "	1 "
23	セレン又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下	0.3 "	1 "
24	1,4-ジオキサン	0.5 "	0.5 "	5 "
25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	3ng-TEQ/g 以下	100pg-TEQ/g 以下

※ 燃え殻は、24 の 1,4-ジオキサンを除く。

※ 鉍さいは、24 の 1,4-ジオキサン及び 25 のダイオキシン類を除く。

II 産業廃棄物処理業の種類

産業廃棄物の処理業には、大きく分けて次の3種類があります。

① 産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業

事業所から発生する産業廃棄物や特別管理産業廃棄物を、その事業者の委託を受けて収集し、処分するための施設等へ搬入する場合、収集運搬業の許可が必要です。

なお、収集した産業廃棄物を積み替えるために、一時的に保管する場合には、《積替え保管を含む》産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

② 産業廃棄物中間処分量業・特別管理産業廃棄物中間処分量業

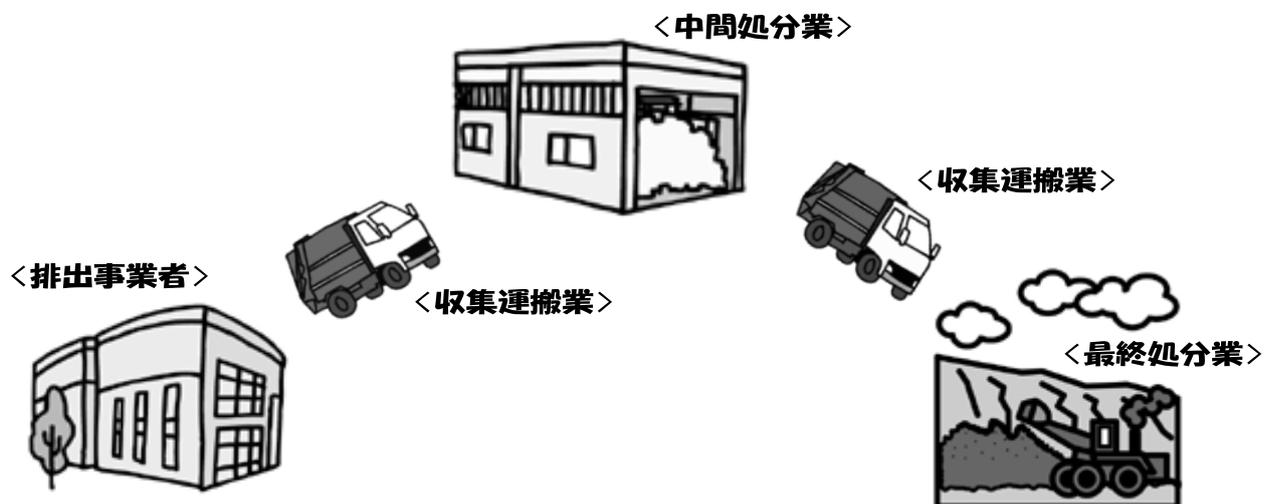
事業者から委託を受けて産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の中間処分をする場合、中間処分量業の許可が必要です。

中間処分とは、廃棄物を脱水、中和、破碎、乾燥、焼却等の方法で再生や減容等を行うことであり、その廃棄物の種類に適した処分の方法が必要です。また、その処分のために適した施設が必要となります。

③ 産業廃棄物最終処分量業・特別管理産業廃棄物最終処分量業

事業者から委託を受けて産業廃棄物や特別管理産業廃棄物を埋立処分する場合、最終処分量業の許可が必要です。

なお、処分のために適した施設の種類の種類と処理能力によっては、これらの業の許可とは別に、廃棄物処理法第15条に規定する《施設の設置許可》を取得する必要がありますので、ご注意ください。



Ⅲ 許可申請の手続き

1 事前手続きについて

川越市で次の業の許可を取得しようとする場合には、申請に先立って条例又は要綱に基づく手続きが必要です。また、事業範囲を変更する場合も、同様です。

- ・産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）
- ・産業廃棄物中間処分業
- ・産業廃棄物最終処分業
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）
- ・特別管理産業廃棄物中間処分業
- ・特別管理産業廃棄物最終処分業

なお、詳細は「川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例」

を参照してください。

2 許可の申請

新たに川越市で業を行おうとする場合は、次の区分別に申請する必要があります。また、事業範囲を変更する場合も、変更許可の申請を行う必要があります。

※ なお産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業（積替え保管

を除く）の許可については、埼玉県知事、さいたま市長、越谷市長又は

川口市長の許可を既に取得している場合又は申請する予定の場合は、川

越市に申請することはできません。

- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・産業廃棄物処分業
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業
- ・特別管理産業廃棄物処分業

各申請の受け付けは、予約制となっております。（Ⅲ 6 参照）

また、それぞれの許可の期限は5年（優良産廃処理業者認定の場合は7年）となっております。**許可期限の日の2ヶ月前より**許可の更新申請を受け付けています。お早めに予約手続きをしてください。

P C B 関係の廃棄物を取扱う場合、又は優良産廃処理業者認定の申請

を行う場合は、予約の際に必ず申し出てください。

3 許可の基準

許可の審査は、主として使用する施設と、申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行われるかどうかを判断することとなります。また、このような審査の観点から、添付書類その他参考となる資料の提出が求められることとなります。

(1) 施設に係る基準

- ① 産業廃棄物収集運搬業
 - 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
 - 積替え保管施設は、原則として建屋内に設けていること。また、廃棄物は原則として容器で保管すること。
- ② 産業廃棄物中間処分業
 - 産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。
 - 1) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 2) 廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 3) 廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
 - 4) 廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破砕施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分するに適する破砕施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を

業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

- 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
- 焼却施設、破碎施設、圧縮施設及び脱水施設を用いる場合は、市が定めた技術指針に適合するものであること。
- 中間処理施設及び処分に伴う保管施設は、原則として建屋内に設けること。また、廃棄物の保管は、原則として容器を用いること。

③ 産業廃棄物最終処分業

- 産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

④ 特別管理産業廃棄物収集運搬業

- 特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

1) 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。

2) 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。

3) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

- 積替施設を有する場合は

1) 必要な措置を講じ、かつ他の物が混入しないよう仕切等が設けられている施設であること。

2) 特別管理産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないこと。悪臭が発散しないこと。

- 積替え保管施設は、原則として建屋内に設けること。また、廃棄物の保管は原則として容器を用いること。

⑤ 特別管理産業廃棄物中間処分業

- 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設であって、必要な付帯設備を備えたものを有すること。

1) 廃油の処分を業として行う場合には、火災の発生を防止するため

に必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であって、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

- 2) 廃酸又は廃アルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）の処分を業として行う場合には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- 3) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したものの処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- 4) 感染性産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であって、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。
- 5) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分を業として行う場合には、当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であって、処分する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- 6) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する熔融施設その他の処理施設を有すること。
- 7) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものの処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- 8) シアン化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものの処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- 9) 汚泥（ただし、7）及び8）に掲げるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性

状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

- 焼却施設、破碎施設、圧縮施設及び脱水施設を用いる場合は、市が定めた技術指針に適合するものであること。
- 保管施設を有する場合は
 - 1) 必要な措置を講じ、かつ他の物が混入しないよう仕切等が設けられている施設であること。
 - 2) 特別管理産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないこと。悪臭が発散しないこと。
- 中間処理施設及び処分に伴う保管施設は、原則として建屋内に設けること。また、廃棄物の保管は原則として容器を用いること。

⑥ 特別管理産業廃棄物最終処分業

- 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- 最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

※許可を受けた後は、産業廃棄物処理基準に従い、業を行わなければなりません。



(2) 申請者の能力に係る基準

① 次の者が業を行うに足りる技術的能力を有していること。

ア 法人の場合は、代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

イ 個人の場合は、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

※ なお、技術的能力を説明する書類として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の修了証を添付してください。

※ 講習会修了証の有効期間は次のとおり。

- ・ 新規許可講習会の修了証：修了証発行の日から5年間
- ・ 更新許可講習会の修了証：修了証発行の日から2年間

※ 許可申請の際に添付する講習会修了証の取扱いについては、下表のとおりです。

申請の種類	申請に添付できる講習会の修了証	
	収集運搬課程	処分課程

		新規課程		更新課程		新規課程		更新課程	
		産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管
新規許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○						
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○						
	産業廃棄物処分業					○	○		
	特別管理産業廃棄物処分業						○		
更新許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○	○				
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○				
	産業廃棄物処分業					○	○	○	○
	特別管理産業廃棄物処分業						○		○
変更許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○*	○*				
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○*				
	産業廃棄物処分業					○	○	○*	○*
	特別管理産業廃棄物処分業						○		○*

※ 更新許可申請に当たっての更新課程講習会修了証の有効期間は2年間であるが、変更許可申請に当たっては5年間とする。

※ また、他都道府県等で既に許可を取得している場合の取扱いは、下表のとおりです。

他都道府県で既に取得している許可	本市で新規に取得しようとする許可	申請書に添付できる講習会の修了証			
		収集運搬課程			
		新規課程		更新課程	
		産廃	特管	産廃	特管
産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○	○
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		
特別管理産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業	○	○		○
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○

※ 個人事業者が事業の法人化（当該事業者が法人の代表者である場合に限る。）に伴い、新規に許可を取得する場合は更新許可講習会で可とします。

講習会に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03(5807)5913
 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会 TEL 048(711)1014

② 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

- ・ 原則として、**債務超過の状態にないこと**。
- ・ 経理状況によっては、別途追加書類の提出を依頼することがあります。（各申請書様式参照）

※ **提出書類（追加書類を含む）をもとに審査を行うので、追加書類を提出後、不許可となる場合もあります。**

③ 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物、廃石綿等以外）の処分に当たり必要な性状の分析を行う者は、次に掲げる資格を有すること。

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

(3) 申請者等の欠格要件

申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（※環境省令：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正

な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の2(凶器準備集合及び結集罪)、第222条(脅迫罪)、若しくは第247条(背任罪)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 廃棄物処理法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く)若しくは第2項若しくは同法第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く)若しくは第2項(これらの規定を同法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

カ 廃棄物処理法第7条の4若しくは同法第14条の3の2(同法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第7条の2第3項(同法第14条の2第3項及び同法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項(同法第14条の2第3項及び同法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全

部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、次の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- ク その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はこれらのものでなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- コ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからクまでのいずれかに該当するもの
- サ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの
- シ 個人で政令で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者

《政令で定める使用人》

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

許可申請後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不許可となり、申請手数料も返納できません。また、許可を取得している場合は、その許可も取消しの対象となります。

申請に際しては、十分注意してください。

4 申請書

許可申請書は、それぞれ次表に掲げる部数を提出してください。

業種区分	新規・変更	更新
収集運搬業(積替え保管を除く)	2部	2部
収集運搬業(積替え保管を含む)	2部	2部
中間処分業	2部	2部
最終処分業	3部	3部

上記部数は、それぞれ正本1部のほかに副本を含めた合計部数です。これらのうちの副本1部は受付後、申請者にお返しします。

※ 副本は正本と同じもの(写し可)を提出してください。

申請書の様式は、市役所にて配布しています。収集運搬業(積替え保管を除く)については、市ホームページ(川越市公式ホームページ>便利なサービス>申請用紙ダウンロード>産業廃棄物)からでもダウンロードできます。

なお、申請書に添付する書類については、この手引きのほか、申請書様式の中にも説明があります。

また、申請書及び添付書類は、左側に二穴パンチで穴を開け、ひも綴じとしてください。なお、穴を開ける際、書類の記載事項等が判読できなくなるときがあるのでご注意ください。

5 申請手数料

申請書が受理される段階に至ったときに、申請窓口である産業廃棄物指導課にて現金により手数料を納入してください。

申請手数料は、次表のとおりです。

(令和6年2月1日現在)

区分 種類	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
新規許可	81,000円	100,000円	81,000円	100,000円
更新許可	73,000円	94,000円	74,000円	95,000円
変更許可	71,000円	92,000円	72,000円	95,000円

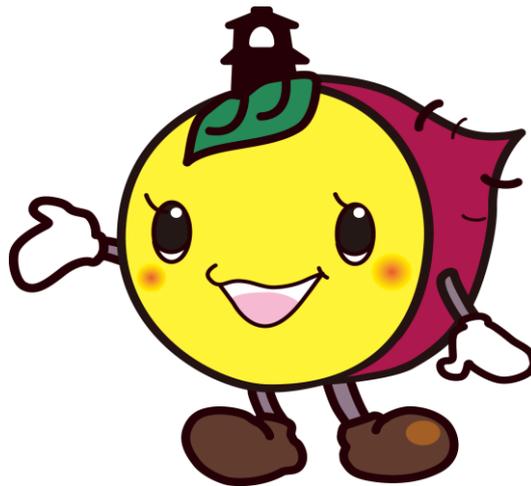
6 申請書の提出方法

- (1) 申請書は、直接産業廃棄物指導課へ持参してください。(郵送では受け付けません。)
- (2) **申請書の提出等は、予約制で受け付けています**ので、申請する際には、あらかじめ産業廃棄物指導課審査担当に電話して予約を取ってください。
- (3) 書類等に不備があった場合には、本市の指導に基づき補正してください。
- (4) 行政機関の休日(土曜日、日曜日、祝祭日等)は、申請できません。

- (5) P C B 関係の廃棄物に係る許可申請、又は優良産廃処理業者認定の申請を行う場合は、予約の際に必ず申し出てください。

7 許可証の交付

- (1) 審査の結果、許可書と許可証を交付する旨を、電話でお知らせします。
- (2) 受領の際には産業廃棄物指導課へお越してください。なお、変更、更新の場合は、交付済の許可証との引き換えになりますので、併せて持参してください。
- (3) 交付時間は、平日の 8 : 30 から 12 : 00、12 : 45 から 17 : 00 までです。



IV 事業開始後の各種届出

1 各種届出

(1) 変更届

次表に示す事項について変更したときは、変更した日から 10 日以内に産業廃棄物処理業変更届出書又は特別管理産業廃棄物処理業変更届出書を産業廃棄物指導課に提出してください。

添付書類 変更事項		住民票の写し及び登記されていないことの証明書	登記事項証明書	新旧対照表(役員等)	定款又は寄附行為の写し	代理人を証する書類	誓約書	付近の見取り図	許可証の写し	自動車検査証の写し	図面・設計計算書等	施設一覧表	写真	分析を行うものに関する証明書及び卒業証明書又はその写し
		※4												
共通事項	住所(個人の場合)	●						○	○					
	所在地(法人の場合)		○					○	○					
	氏名(個人の場合)	●							○					
	法人の商号(例:有限会社→株式会社、社名)		○		○				○					
	法定代理人(個人の場合)	○				○	○		○					
	法定代理人(法人の場合)	○	○	○		○	○		○					
	役員(代表者、顧問等を含む)又は政令で定める使用人	○	○	○			○		○					
	株主又は出資者(個人の場合)	○		○			○		○					
	株主又は出資者(法人の場合)		○	○			○		○					
事業所及び事業場の所在地		○						○	○					
収集運搬業	車両(増車、廃車等)								○	○		○	○	
	保有器材(ブルドーザー等)								○			○	○	
	保管施設の位置								○		○			
	保管の面積、最高高さ、保管量の上限※ ¹								○		○			
中間処分業	処理施設の構造、処理方法、設備及び処理工程等※ ²								○		○			
	保有器材								○			○	○	
	保管施設の数及び位置								○		○			
	保管の面積、最高高さ、保管量の上限								○		○			
	特別管理産業廃棄物の分析者								○					○
最終処分業	主要な設備の構造又は規模※ ³								○		○			
	保有器材								○			○	○	
	特別管理産業廃棄物の分析者								○					○

- ※¹ 積替え保管施設の保管能力が増大する場合は、変更許可を受ける必要あり。
 ※² 処理能力の増大、処理方法の変更は、変更許可を受ける必要あり。
 ※³ 設置場所の変更及び面積の拡大等は、変更許可を受ける必要あり。
 ※⁴ 住民票の写しは本籍(外国人にあっては国籍等)記載のもの。
 なお、●の場合は、住民票の写しのみ。
 ※⁵ 履歴事項全部証明書(現在事項全部証明書は不可)。
 ※⁶ 変更内容が追加の場合のみ提出。
 ※⁷ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書。
 ただし、最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面。
 ※⁸ 登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付。
 ☆ 公共機関が発行する書類は、変更届提出日前3ヶ月以内に発行されたものとする。
 上表の他、変更内容によって追加の書類をお願いする場合があります。

(2) 事業の廃止

産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の全部もしくは一部を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業廃止届出書を提出してください。

(3) 事業の休止

産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の全部もしくは

は一部を30日以上休止しようとするときは、あらかじめ産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（処分業）休止届出書を提出してください。

(4) 欠格要件該当届出

申請者等の欠格要件（P16～18）に該当した場合には、該当してから2週間以内に届出書を提出してください。

(5) 事故時の届出

廃棄物処理施設において破損その他事故が発生し、当該廃棄物処理施設により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故状況等届出書又は廃棄物処理施設事故発生届出書を提出してください。

(6) 許可証の再交付

産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（処分業）許可証再交付申請書を提出してください。（再交付手数料1,000円がかかります。）

2 提出方法

(1) 提出部数は、2部（うち副本1部）です。副本は、受付後お返しします。

※ 副本は正本と同じもの（写し可）を提出してください。

(2) 直接産業廃棄物指導課へ持参いただくか、郵送でも提出ができます。

(3) 郵送の場合は、副本返却用の封筒及び切手を同封してください。

(4) 許可証の書き換えが伴う届出の場合は、書き換えの手続きが終了次第、担当者より電話でお知らせします。

V 罰則

許可を受けずに処理業を行ったり、無届けで諸事項の変更をした場合などには、罰則の適用を受けます。主な罰則規定はつぎのとおりです。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科

- (1) 無許可営業
許可を受けずに、産業廃棄物の処理を業として行うこと。
 - (2) 無許可変更
処理業者が、許可を受けず事業の範囲を変更すること。
 - (3) 不正な手段による許可の取得
不正な手段により、処理業の許可を受けること。
 - (4) 事業停止命令違反
処理業者が、事業停止命令に違反すること。
 - (5) 措置命令違反
措置命令に違反すること。
 - (6) 名義貸し禁止違反
処理業者が、自己の名義で他人に処理を行わせること。
 - (7) 受託禁止違反
処理業者等以外の者が、処理を受託すること。
 - (8) 廃棄物の投棄禁止違反
廃棄物をみだりに捨てること。(法人の場合は、行為者とは別に1億円以下の加重罰)
 - (9) 廃棄物の焼却違反
廃棄物をみだりに焼却すること。(法人の場合は、行為者とは別に1億円以下の加重罰)
- など

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科

- (1) 委託基準違反
事業者が、産業廃棄物の委託基準に違反すること。
 - (2) 再委託基準違反
処理業者が、再委託基準に違反して他人に処理を委託すること。
 - (3) 改善命令違反
改善命令に違反すること。
- など

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- (1) 欠格要件該当届出義務違反
特定欠格要件に該当してから2週間以内の届出を怠った場合。
- (2) 産業廃棄物管理票取扱違反
産業廃棄物管理票を交付しない、必要事項を記載しない、虚偽の記載をする、写しの回付・送付・保管を行わないこと。

など

30万円以下の罰金

(1) 帳簿備え付け等義務違反

事業者、処理業者が帳簿を備えず、記載保存しない、もしくは虚偽の記載をすること。

(2) 廃棄物処理業廃止変更届出義務違反

廃棄物処理業者が、その業務を廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。

(3) 報告違反

廃棄物処理業者等が、求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること。

(4) 立入検査拒否等違反

立入検査に対し、拒否、妨害、忌避を行うこと。

など

